

環境省令第二十号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月四日

環境大臣 石原 伸晃

排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年九月三十日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

附則別表窒素含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）の項中「一九〇（日間平均一五〇）」を「一

七〇（日間平均一四〇）」に、「五五〇（日間平均三〇〇）」を「四〇〇（日間平均一二〇）」に、「五〇

〇〇（日間平均三八五〇）」を「四二五〇（日間平均三五〇〇）」に改め、同表^{りん}燐含有量（単位 一リット

畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）

三〇（日間平均二四）

ルにつきミリグラム)の項中

磷 ^{りん} 化合物製造業(縮合磷 ^{りん} 酸塩製造工程を有するものに限る。)	四〇(日間平均一〇)
------------------------------------------------------------	------------

を

畜産農業(令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	二五(日間平均二〇)
-----------------------------------	------------

に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。